

令和4年度
定期監査結果報告書
(第3号)

袋井市監査委員

目 次

	ページ
1 監査の種類	1
2 監査の対象	1
3 監査の着眼点	1
4 監査の主な実施内容	1
5 監査の実施場所及び実施日	1
6 監査の結果	1
7 監査所見	2

令和4年度 定期監査結果報告（第3号）

1 監査の種類

定期監査(地方自治法第199条第4項)

2 監査の対象

今井、袋井北、笠原、浅羽東コミュニティセンターにおける令和4年11月末日現在の事務事業の執行状況、現金の取扱状況及び備品の管理状況を対象とした。

3 監査の着眼点

コミュニティセンターの財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、合規性・有効性の観点から最少の経費で最大の効果が挙げられているか、また、事業の運営管理が合理的かつ効率的に行われているかを着眼点とした。

4 監査の主な実施内容

袋井市監査基準に準拠し、提出された監査資料及び関係帳票を確認するとともに、各コミュニティセンターにおいて、関係職員から事務事業の執行状況を聴取し、適正かつ効率的に執行されているかを監査した。

5 監査の実施場所及び実施日

実施場所	実施日
今井コミュニティセンター 袋井北コミュニティセンター 笠原コミュニティセンター	令和5年2月3日
浅羽東コミュニティセンター	令和5年2月9日

6 監査の結果

監査の対象となった事務事業の執行状況は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次に述べる所見に留意して、適正な事務事業の執行に努められたい。

なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度、関係職員及び所管

課に改善又は検討を指導したので記述を省略した。

7 監査所見

各コミュニティセンター及び所管課に対する監査の所見は次のとおりである。

(1) コミュニティセンターへの所見

ア 備品管理等について

各施設における備品の管理は、整理、整頓、清掃、清潔が行き届いており、利用しやすい状態であった。

一部の備品に備品標識の貼付、備品台帳への登録、不要な備品の処分がされていないものがあった。備品管理の手引きを再度確認し、所管課に助言を求める等により、適正な管理に努められたい。

(2) 協働まちづくり課への所見

ア 小口現金の取扱いについて

一部施設において、小口現金の額が不足しているとのことであった。「地区まちづくり協議会会計の小口現金制度について」等に基づき、各施設の事業規模に応じて必要最低限の額で運用されるよう、小口現金の運用について案内されたい。

イ 施設における公用車の配備について

施設において、公用車（軽トラック）の配備の有無に差がある。職員は、業務に際し自家用車を主として使用しているところであるが、地域の活動や施設運営に資するよう、公用車の配備を検討されたい。

ウ 適正な備品の管理について

全コミュニティセンターでの台帳、使用、保管、修繕等の管理状況を再確認し、明確な備品管理に努められたい。

また、寄附備品の受入手続きや備品台帳登録対象であって登録されていない備品の登録及び不要な備品の処分について、袋井市市有財産規則及び備品管理の手引きに基づき適正に備品が管理されるよう、指示されたい。

エ 地区まちづくり協議会の予算書及び決算書について

地区まちづくり協議会の予算書及び決算書の科目が各協議会で異なっている。

所管課においては、協議会間で比較できるよう科目や様式を統一し、運営管理に活用されたい。